

## 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 整理表

事業名	概要	補助対象の考え方
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	感染症の2次感染リスクを低減させるため、装置の設置及び簡易的なダクト工事等により、ウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした居室（陰圧室）に変える装置の設置に係る経費の支援。	<p>○設置式、テント内での陰圧室も可であるが、陰圧装置を設置している室内等において、陰圧室としての機能を有するようにするためにダクト工事が必要である場合は、同工事の実施は必須であること。</p> <p>○空気清浄機・エアコン等、陰圧機能を有しないものは対象外。</p> <p>○空気清浄機能と陰圧装置が一体となった装置でも可だが、主として空気清浄機として使用されるものは対象外。</p> <p><u>○令和5年8月31日付け5高福第2718号の取扱いを遵守すること。</u></p>
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	<p>ユニット型の指定を受けている施設において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置することに係る経費の支援。</p> <p>○玄関室設置ではない整備は対象外。</p> <p>○消毒液を設置する棚、消毒液等の備品は補助対象外。</p> <p>○玄関室設置以外の整備（各ユニット内部の動線分離等）は対象外。</p> <p>○ユニット型の指定を受けていない施設であっても、ユニット型構造※であり、ユニット入口への玄関室設置がゾーニングとして適当であると考えられる場合は、その他の施設種別においても認める。</p> <p>※本事業におけるユニット型構造は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第35条第4項（平成11年厚生省令第46号）の規程に準ずるものとする。</p>
	従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	<p>新型コロナウイルス感染症が発生した際に、<u>感染者（入所者）と非感染者（入所者）の動線を分離（汚染区域と清潔区域を明確に区分）</u>することを目的として行う<u>従来型個室・多床室の改修等</u>を行う事業に対する経費の支援。</p> <p>○仕切り設置に係る工事費、トイレ等の増設に係る改修等は対象。</p> <p>○入所者同士の動線分離にはあたらない改修等は補助対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者に対応する職員とその他職員の動線分離等</li> <li>・空気清浄機等の備品</li> <li>・施設内の消毒、抗菌等にかかる経費</li> <li>・防護服着脱のための玄関室の設置</li> </ul>

	<p>(対象事業の例)</p> <p>入所者に感染者または濃厚接触者が発生した場合に感染者と非感染者の動線を分けることができるよう、廊下に仕切りを設け、トイレ、洗面所等を増設する。感染者が発生した場合は、仕切りを境界として汚染区域、清潔区域の区域分けを行う。</p>	
家族面会室の整備等経費支援	<p>介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備するための事業に対する経費の支援。</p> <p>(対象事業の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2方向から出入りできる家族面会室の設置</li> <li>・ 家族面会室の複数設置や拡張</li> <li>・ 家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置</li> <li>・ 家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置</li> <li>・ 家族面会室がない場合の新規整備</li> </ul>	<p>○新規整備の場合は、家族と利用者が接することができないよう面会室の出入り口を複数設けること。</p> <p>○面会室設置以外の経費は補助対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 机、椅子、消毒液を設置する棚、消毒液等の備品購入費</li> <li>・ 老朽化した床や壁等の補修等既存設備の修繕に係る経費</li> </ul> <p>○簡易陰圧装置の設置にあたっては、「介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業」と同様の取り扱いとする。</p> <p>○空気清浄機やエアコンは対象外。</p> <p>○設置式の面会室については、面会者と施設内入居者等の導線を分離した上で、簡易陰圧装置又は換気設備等により、汚染された空気が施設内に流入しないような場所に設置できることを前提に可とする。</p>

5高福第2718号  
令和5年8月31日

各市町村  
東三河広域連合

高齢者福祉担当課長 殿

愛知県福祉局高齢福祉課長  
(公印省略)

## 愛知県介護施設等整備事業費補助金を活用した介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業の取扱いについて（通知）

日頃から、本県の介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、先の会計検査院の検査における指摘を受け、別添のとおり厚生労働省老健局高齢者支援課から、地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業）を活用した「簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業」の取扱いについて周知徹底をお願いする旨の事務連絡がありました。

つきましては、当該基金を活用して実施する愛知県介護施設等整備事業費補助金についても同様の取扱いとなりますので、下記の点について御承知いただきますとともに事業を実施する予定の介護事業者に対しては、別添事業者向け資料を示すなどして周知の上、適切に補助金を交付していただきますようお願いします。

### 記

#### 1 簡易陰圧装置の設置について

当メニューは、新型コロナウイルスの感染拡大のリスクを低減するには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を補助の対象としているものである。したがって、陰圧装置を設置している室内等において、陰圧室としての機能を有するようにするためにダクト工事が必要である場合は、同工事の実施は必須であること。

また、市町村（補助実施主体）においては、事業実績報告書にダクト工事が実施されていることが確認できる写真を添付させるなどして、陰圧室としての機能を有していることを確認すること。

#### 2 予備部品の購入費等について

当メニューの対象経費については、「備品購入費、工事費又は工事請負費」としており、予備部品の購入費等（例えば交換用（予備）のフィルター、テントの予備のビニール部分、保守費用）は、補助の対象とはならないこと。

担当 施設グループ（松永）  
電話 052-954-6287  
メール korei-shisetsu@pref.aichi.lg.jp

## 介護保険事業所のみなさま

# 地域医療介護総合確保基金を活用した 簡易陰圧装置の設置について

### 簡易陰圧装置の設置について

○本メニューの目的は、新型コロナウイルスの感染拡大のリスクを低減するため、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くすることで、居室等において陰圧状態を確保することです。

○簡易陰圧装置の購入だけではなく、陰圧装置を設置している室内等において、陰圧室としての機能を有するようにするためにダクト工事が必要となる場合には、同工事の実施が必須です。

○簡易陰圧装置を設置した後、事業実績報告書に陰圧室としての機能を有していることを確認できる写真等を添付していただき、都道府県又は市町村がそれを確認することになります。

### 予備部品の購入費等について

○予備部品の購入費等（交換用フィルター、テントの予備のビニール部分、保守費用）は、補助対象となりません